

平成29年度泊まっていばらきバスツアー造成支援事業(貸切バス借上支援)助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本県への宿泊誘客として、県内の宿泊施設利用者向けに、本県独自の体験や景観観賞ができる観光資源等を巡るバスツアーを造成する旅行者に対し、貸切バス借上経費の一部を助成することにより、旅行商品の造成を促し、新たな旅行需要の創出を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長(以下「会長」という。)が承認した旅行商品を対象とする。

- (1) 平成30年3月31日までにツアーを実施すること。
- (2) ツアーの発着地が茨城県内の宿泊施設であり、かつ、ツアー対象者が当該施設等を利用する宿泊者であること。
- (3) ツアーの立寄地が最低1箇所であり、かつ、全て茨城県内であること。
- (4) ツアーのメインとなる立寄地に到着する時間帯が、朝方(4:00~7:00 想定)、夕方(16:00~18:00 想定)、夜間(18:00~22:00 想定)のいずれかに当てはまる行程となっていること。
- (5) ツアーのテーマ内容として、「絶景」、「アクティビティ」、「イベント」、「食」、「地酒」のいずれかとする。
- (6) 茨城県内宿泊施設等を利用する宿泊者向けの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること(今回だけの取組にならないこと)。
- (7) 原則として、継続的に作成しているツアーではなく、新規に造成するツアーであること。
- (8) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が指定するアンケートを参加者に対して実施すること。
- (9) 国、県その他の団体からツアーの造成に関する助成等を受けていないこと。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は次のとおり算定する。

- (1) 1旅行商品につき、ツアー時に使用した貸切バス借上げ経費(添乗員に係る費用含む)の2分の1を助成する。
- (2) 助成額は、1旅行商品につき最大100千円までとし、経費の2分の1の千円以下部分については、切捨てたうえ、額を算出することとする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定した内容を変更する場合又はツアーを中止する場合は、速やかに変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告及び助成金の請求)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して14日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて、実績報告書（様式第4号）及び請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

附 則

この要項は平成30年2月1日から施行する。